

委任状

私（以下、甲）は、下記の者を代理人（以下、乙）と定め、貴社が取り扱う①携帯電話等契約、②固定通信契約、③電気契約、④ガス契約に関する以下の申請手続きの一切を委任し、甲の情報が委任された手続きに必要な範囲で乙に開示されることについて同意します。なお、この委任状の有効期限は作成日より3ヵ月以内とします。

※代理人(乙)欄も含め、必ず契約者ご本人様の直筆にてご記入願います。

※該当内容について①②③④にレ点チェックを行い、申請内容【 】内に○をつけてください。

☐ ①携帯電話等契約		お手続き対象の電話番号/機種契約番号		0			-					-				
申請内容		☐ 割賦契約 ☐ 携帯電話機等の購入契約(機種変更等) ☐ 情報変更 ☐ 契約の解約 ☐ 「ソフトバンクまとめて請求」に関する申込み ☐ 携帯電話機等の修理 ☐ ポイントの使用 ☐ その他 ()														
※機種変更等とは、すでにご契約いただいているお客さまが携帯電話機等を追加でご購入されることをいいます。(移動機物品販売含む)																
※機種変更・情報変更は、クルーが通信量・通信料・通話料を照会して最適料金を案内することを含みます。																
※ポイントの使用において、共有ポイントを使用する場合、同一請求内の方へ事前承諾を確認した上でお申し込みください。																
☐ ②固定通信契約		お手続き対象のカスタマーID														
申請内容		☐ 情報変更 ☐ その他 ()														
☐ ③電気契約		お手続き対象の供給地点特定番号 (22 桁) ※1														
		-				-				-				-		
お手続き対象のお客さま番号 (11 桁) ※2				0		0	-					-				
申請内容		☐ ソフトバンクでんきのご契約 (スイッチング) ※3 ☐ その他 ()														
☐ ④ガス契約		お手続き対象の供給地点特定番号 (17 桁) ※1														
			-				-				-					
お手続き対象のお客さま番号 (11 桁) ※2				0		0	-					-				
申請内容		☐ ソフトバンクガスのご契約 (スイッチング) ※3 ☐ その他 ()														
※1 契約者の電気又はガス契約に関する情報の閲覧・取得に必要な 22 桁 (電気) / 17 桁 (ガス) の識別番号です。一部の電力/ガス会社では地点番号と記載されています。																
※2 ソフトバンクでんき又はガスのご利用で情報を変更する際は、供給地点特定番号がお客さま番号のいずれかを記載ください。																
※3 ご利用中の電気又はガスのご契約を当社が取り扱う電気・ガスプランに切り替えること。お申し込みの場合は供給地点特定番号を記載ください。																

契約者 (甲)	住所	【〒 ー 】 連絡先電話番号（ ー ）				
	氏名	フリガナ			生年月日	印
				西暦・大正・昭和・平成 年 月 日		
	割賦契約の場合、収入・生活区分、勤務先情報をご記入ください。収入・生活区分は該当の内容に○をつけてください。 (支払可能見込額調査が必要な場合は、契約者ご本人様に電話確認、またはご契約者情報申告書にて別途確認させていただきます)					
	収入・生活区分	自分の収入のみで 生活している	自分と配偶者(夫・妻)の 収入を合算して生活している	配偶者の年収で生活している (専業主婦(夫))	親などの収入により生活している (アルバイト/年金)	親などの収入により生活している (学生)
	勤務先名	フリガナ				
勤務先電話番号（ ー ）						
代理人 (乙)	住所	【〒 ー 】 連絡先電話番号（ ー ）				
	氏名				続柄	

※代理人(乙)欄も含め、必ず契約者ご本人様の直筆にてご記入願います。怪我などの理由により契約者以外が代筆する場合は以下にサインをお願いします。

契約者本人の承諾の下で、委任状を代筆する事に相違ありません。

【代筆者サイン】

連絡先電話番号（ - - ）

・代理人は契約者のご家族/後見人/保佐人/補助人/施設関係者と、譲渡時の譲受者に限ります。※携帯電話機の修理はこの限りではありません。
・代理人のご本人確認書類と家族確認書類など契約者との関係を証明する書類が必要です。※新規/他社からの乗り換え、譲渡/承継の場合は契約者の本人確認書類（コピー可）も必要です。
・新規契約について、契約者が障がいをお持ちでご本人様の来店が困難な場合のみ、代理人によるお申し込みを受付致します。
・譲渡契約について、譲渡者の来店が困難な場合は、委任状による譲渡者からの委任を得たうえで譲渡者が譲渡契約の手続きを行うことができます。
・一部の手続き（通話明細書に関するご変更、贈証番号のご変更、等）は、代理人によるお申し込みは受付できません。
・割賦契約とは、個品割賦購入約款に基づく個人割賦購入契約または個別信用あっせん約款に基づく個別信用購入あっせん契約をいいます。
・記入漏れ・不備等あった場合、ご契約者様へ電話で確認をさせていただきます。

【販売店使用欄】※電話確認
※架電確認担当クルー名：